

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 3 年(2021 年)6 月 21 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 6 月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)
4. 6 月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例 INDEX) * 「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】X が Y 社との間で行った金等の商品先物取引につき適合性原則違反、無意味な特定売買・過当な反復売買等があった等として、Y 社及び登録外務員 Z に X に対して連帯して約 570 万円の損害賠償を命じた事件の控訴審において、双方からの控訴を棄却した事案(平成 31 年 3 月 28 日東京高裁)

【2】指名競争入札に違法な指名回避があったとして建設会社 A への損害賠償を命じられた普通地方公共団体 X が当時の首長 Y1、指名業者選定委員会の Y2、Y4 に損害金等の支払を求めた事案で、Y1 に対する請求の全部、Y2、Y4 に対する請求の一部を認容した(令和 1 年 11 月 27 日東京高裁)

【3】原告人(本人)の次女が原告人につき保佐開始の審判及び代理権付与の申立てをし、原審で保佐開始がみとめられたのに対し原告人が即時抗告した事案で、原審判に先立って本人とその孫との間で結ばれた任意後見契約を有効とし、原審判を取消した(令和 1 年 12 月 13 日高松高裁)

【4】危急時遺言の証人となった者が家庭裁判所に遺言の確認を求めた事案で、原審判は申立を却下したが、本決定は遺言者の真意に出たものとの心証の程度は確信の程度まで及ぶ必要はなく一応遺言者の真意に適うと判断される程度のもので足りるとし本件遺言を確認した(令和 2 年 6 月 26 日東京高裁)

【5】X は建設機械を所有権を留保して割賦販売で A に引渡したが、A は民事再生手続開始の申立直前に Y に売却したことから、X は Y に対して機械の引渡と賃料相当額の支払を請求した事案で、即時取得の主張を認めず、占有開始日を改めて定め賃料相当額の支払を命じた(令和 2 年 8 月 6 日仙台高裁)

【6】離婚の準拠法 38 条 3 項の「地域により法を異にする国」に該当し、「その国の規則に従い指定される法」がない場合は「当事者に最も密接な関係がある地域の法」となるとした上で、準拠法となる州の家族法で協議離婚が認められていないため離婚が無効とされた事例(令和 2 年 3 月 23 日東京家裁)

【7】X は、X の普通預金口座について Y がした「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」3 条 1 項に基づく取引停止措置は認められないと主張し、上記口座残高 1203 万 5231 円及び遅延損害金の支払を求め、請求が認容された事例(令和 2 年 6 月 30 日東京地裁)

【8】A は医療法人 Y と治療中断の場合治療費の返還はしない旨の条項を含むインプラント施術の治療契約が締結したが施術前に死亡したことから、A の相続人 X らが本件不返還条項は無効として治療費の返還を求めたところ、仮義歯の設置費用を差引き請求を認めた(令和 2 年 8 月 31 日津地裁四日支部)

(知的財産)

【9】被告は「野菜コロ」の文字からなる商標の商標権者であるところ、本件商標の指定商品中「野菜を材料として用いた穀物の加工品」に係る商標登録につき原告のした取消審判を不成立とする審決がされたため、本件審決の取消を求めた原告の請求を棄却された事案(令和 3 年 5 月 19 日知財高裁)

【10】「油冷式スクリュ圧縮機」に係る特許を無効とすることはできないとした特許無効審決の取消しを求めた事案であって、本件特許発明は当業者が容易に発明をすることができたものであり本件審決における進歩性の判断に誤りがあるとして審決を取消した事例(令和 3 年 5 月 19 日知財高裁)

【11】特許権者である原告が「読取装置及び情報提供システム」とする発明に係る特許無効審決の取消を求めた事案であり、誤りのある甲 1 発明 2 に基づいて本件発明 1、その構成を更に限定した発明 2 及び 4 を容易に想到することはできない等として審決を取消した事例(令和 3 年 5 月 20 日知財高裁)

【12】原告が被告に対し原告製作のタコの形状を模した滑り台は美術の著作物又は建築の著作物に該当し、被告がタコの形状を模した滑り台を製作した行為が原告の滑り台に係る著作権(複製権又は翻案権)を侵害するとして損害賠償等を求めたが、同請求が棄却された(令和 3 年 4 月 28 日東京地裁)

(民事手続)

【13】民訴法 118 条 3 号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について弁済がされた場合、その弁済が上記部分に係る債権に充当されたものとして執行判決をすることはできないと判示(令和 3 年 5 月 25 日最高裁)

【14】差押命令が不当な目的であると主張する場合には請求異議訴訟の手続で争うべきであり民事執行法 153 条 1

項にいう「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」に当たらないとして執行抗告を棄却した事例(令和2年8月26日東京高裁)

【15】離婚に至るまで婚姻費用の支払を命じる審判が確定し、同審判に基づき X が Y の給与債権を差押さえたところ Y は生活状況の苦しさを理由に差押債権の範囲の変更を求めた。原審は申立てを却下、Y が執行抗告したが、Y の同居人も生活費の一部を負担すべきで Y が全額負担する前提で判断するのは不相当として執行抗告を棄却(令和2年9月11日東京高裁)

【16】差押禁止債権が預貯金債権に転化した場合には原資の属性についても考慮することができるとの一般論に加え、債務者 Y の生活状況も認定し、差押えに係る金員がなければ Y の生活の維持に著しい支障が生じるものと認めて Y の貯金口座への差押命令の全部を取消した事例(令和2年9月3日東京地裁)

【17】破産会社登録所有者である本件自動車を占有する破産会社の取締役である Y に対し破産会社の破産管財人 X が所有権に基づき本件自動車の引渡しを求めたところ、Y は登録名義は虚偽として争ったが、X は民法94条2項の類推適用により保護される第三者に該当するとして X の請求が認容された事例(令和2年9月30日東京地裁)

【18】債権者 X が差押さえた債務者 Y の貯金口座のうち 20 万円に相当する部分につき新型コロナウイルス感染症に関する総合支援資金が原資であること、また生活に窮する状態になったことを理由として差押禁止の範囲変更を求め、認容された事例(令和2年10月30日東京地裁)

【19】電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく費用負担調整機関 X は、破産手続開始決定を受けた小売電気事業者(破産管財人 Y)に対し、同法上の納付金債権は財団債権に該当するとして支払を求めたが、請求が棄却された(令和3年1月20日東京地裁)

(刑事法)

【20】犯人が他人を教唆して自己を蔵匿させ又は隠避させたときは、刑訴法103条の罪の教唆犯が成立すると解するのが相当であるとして上告を棄却した事例(令和3年6月9日最高裁)

【21】生後1か月の乳児が遷延性意識障害を伴う急性硬膜下血腫等の傷害を負ったのは被告人(乳児の母)による揺さぶり等によるとして起訴され、一審判決は有罪としたが、控訴審が無罪を言い渡した事例(令和2年2月6日大阪高裁)

(公法)

【22】被災者生活再建支援法に基づき被災者生活再建支援金の支給決定をした被災者生活再建支援法人が支給要件の認定に誤りがあることを理由として当該決定を取り消すことができるとされた事例(令和3年6月4日最高裁)

【23】刑事施設の被收容者が收容中に受けた診療に関する保有個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律45条1項所定のそれに当たらない。被收容者の收容中の診療は社会一般における診療と同じで本法における開示対象の除外対象には含まれないと判示(令和3年6月15日最高裁)

【24】令和元年施行の参議院議員選挙に当選した候補者の組織的選挙運動管理者等が公職選挙法221条違反の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたことで、いわゆる連座制に基づき判決確定時から5年間参議院議員選挙の候補者又は公職の候補者であることができないとされた(令和3年5月21日広島高裁)

【25】控訴人らは国のマイナンバー制度で憲法13条の保障するプライバシー権が侵害されるとし被控訴人国に対し個人番号の収集、保存、利用及び提供を差止め並びに削除を求め、国家賠償法に基づく損害賠償等も請求したが、控訴人らの請求はすべて理由がないとして棄却された(令和3年5月27日仙台高裁)

【26】いわゆる菊池事件に関し、被告人がハンセン病患者であることを理由に裁判庁舎外で審理が行われたことは裁判所法69条2項に違反するとし、不合理な差別で憲法違反があると判断したが、憲法違反が直ちに刑事裁判における事実認定に影響を及ぼす手続違反とはいえない等として国賠法上の請求を棄却した(令和2年2月26日熊本地裁)

【27】呼気中アルコール濃度は飲酒開始から約30分～2時間後に最高濃度に達するとし、飲酒開始5分後に警察官に呼び止められ35分後の検査で呼気1l中0.16mgのアルコールが検出された場合、5分後の時点で0.15mg以上であったとは推認できないとし免許取消処分を取消した事例(令和2年7月3日東京地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 東京高判平成 31 年 3 月 28 日 判例タイムズ 1483 号 111 頁

平成 30 年(ネ)第 5032 号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却,確定)

X は Y 社との間で行った金等の商品先物取引について,適合性原則違反,無意味な特定売買・過当な反復売買等があったなどとして,Y 社及び登録外務員 Z に対し民法 709 条,715 条 1 項に基づく損害賠償を請求した。原判決は,Z は取引開始後の個別取引の場面においても両建のリスク等を説明すべきであり,必要に応じて損切りを指導したり早期の手仕舞いを助言したりする等の指導助言義務を信義則上負うとし,同義務を怠った過失を認め,3 割の過失相殺をして連帯して 5,705,271 円の支払い義務を認めた。双方が控訴したところ,本判決は,上記判示を引用した上で,X は個々の建玉による少額の利益を積み上げていきたいという投資方針があり,その裏返しとして,万が一の場合にも損害を軽減出来るからという期待から両建取引を継続したため,どっちつかずの状態が長期間継続し投資可能金額ぎりぎりまで損失を拡大させてしまったものであり,Z は,商品先物取引の初心者である X が両建取引を継続することで損失を被ることを具体的に予見又は予見できたにもかかわらず,X に対し同取引を維持継続することについて多大な危険性があることを説明せず,場当たりの対応に終始しており,同取引について具体的な指導や助言をしたとは認められず,過失があるとし,双方の控訴を棄却した。

(2) 東京高判令和元年 11 月 27 日 判例時報 2478 号 45 頁

平成 31 年(ネ)第 1357 号 求償金等請求控訴事件 変更・請求一部認容(上告受理申立て(上告不受理))

本件は,普通地方公共団体 X が建設業者 A から指名競争入札において違法に指名を回避されたとして国家賠償請求を提起され,損害賠償を命じる判決が確定し,A らに賠償金を支払ったことにつき,X が当時の首長 Y1 及び指名業者を選定する委員会の長ら Y2 ないし Y4 に対し,国賠法 1 条 2 項に基づく求償金及びその余の損害金等の支払を求めた事案である。

一審判決は,X の請求を全部棄却したため,X が控訴したところ,本判決は,指名回避に関する Y2 ないし Y4 の具体的な行為を認定したうえで,指名回避は,本件各選挙において対立候補を支持した業者を公共工事入札等で冷遇するという Y1 の意向が反映されたものであると認定し,Y1 の故意重過失を認め,求償金請求については Y1 に対する請求の全部を認容し,Y2 ないし Y4 に対する請求に関して,各担当期間に生じた損害金の限度で一部認容した。なお,X に生じた損害金(弁護士費用等)の請求については,X のような規模の地方公共団体にとって,通常予測される範囲内の恒常的な弁護士費用等であり,これを損害と観念することは困難であるとして全部棄却した。

(3) 高松高決令和元年 12 月 13 日 判例時報 2478 号 70 頁

令和元年(ラ)第 119 号 保佐開始の審判に対する即時抗告事件 取消,申立却下(確定)

本件は,ケアハウスに居住する原告人(本人)の二女が原告人について,後見開始の審判を申し立てたが,原審における鑑定の結果を踏まえて,保佐開始の審判及び代理権付与の審判の申立てに変更した事案であるが,原告人は,原審判に先立ち,原告人の孫(原告人の亡長女の子)D との間で,原告人について任意後見契約を締結し,その旨の登記を経由していた。

原審は,原告人に任意後見契約を締結したことへの認識がなく,受任者 D が原告人の遠方に居住していること等から「本人の利益のため特に必要があると認めるときに当たる」と判示して,原告人について保佐を開始し,社会福祉士を保佐人に選任するとの審判をしたため(代理権付与については原告人の同意がないとして却下),原告人が即時抗告した。

本決定は,本件任意後見契約は有効であると認めた上で,任意後見契約法 10 条 1 項の「本人の利益のため特に必要があるとき」とは,任意後見契約によることが本人保護に欠ける結果となる場合をいうものと解するのが相当であるとした上で,本件では,任意後見契約によることが本人の保護に欠ける結果となるとは到底認められず,受任者が遠方である点についても,D は 16 か月間で 17 回にわたりケアハウスを訪ね,原告人の身上介護をしており,また,原告人は一貫して法定後見制度は選択しない旨明言している等を理由に,原審判を取り消した上,保佐開始の審判の申立てを却下した。

(4) 東京高決令和 2 年 6 月 26 日 判例時報 2477 号 46 頁

令和 2 年(ラ)第 560 号 遺言確認申立却下審判に対する抗告事件(取消・申立認容(確定))

深刻な病状で入院中の遺言者がした危急時遺言(以下,本件遺言)について,その証人となった者が,民法 976 条 4 項

に基づき、家庭裁判所に遺言の確認を求めた事案。

同規定によれば、家庭裁判所は、遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができないとされるところ、原審判は、本件遺言時の遺言者が遺言の趣旨や効果を理解した上で、口授することができたというには疑義が残り、本件遺言が遺言者の真意に出たものとは認められないとして、申立を却下した。

これに対し、本決定は、心証の程度は、確信の程度まで及ぶ必要はなく、当該遺言が一応遺言者の真意に適うと判断される程度のもので足りるとし、本件において当該程度の心証は得ることができるとして、原審判を取り消して、本件遺言を確認した。

(5) 仙台高判令和 2 年 8 月 6 日 判例時報 2477 号 54 頁

令和 2 年(ネ)第 60 号 建設機械引渡請求控訴事件(変更・請求一部認容)

建設機械の割賦販売業者 X は、所有権を留保した割賦販売により、A 及び関連会社 B に対し、油圧ショベル等 2 台(以下、「本件機械」)を引き渡したところ、A が民事再生手続開始の申立てをする直前の時期に、A から本件機械を買い受けたと主張する Y1、及び Y1 から本件機械のうち 1 台を賃借したという Y2 がそれぞれ 1 台ずつを占有していたことから、X は所有権に基づき、本件機械の引き渡しを請求し、また占有開始日からの賃料相当損害金を請求したが、原審は Y1 の即時取得が成立するとして、請求を棄却した。

これに対し、本判決は、Y1 が建設業者であり、建設機械は所有権留保の割賦販売が多いこと、AY1 間の取引経緯は、元々の目的物が引き渡せなくなり、目的物を変更したという不自然な経緯や、重機譲渡証明書兼誓約書も受領しないうちに、8000 万円もの代金を振り込んで支払ったなど不合理な点があるとして、Y1 は A が所有権を有しないことを知っていたか、有すると信じたことについて重大な過失があったとして、Y1 の即時取得の成立を否定して引渡請求を認容し、また、本件機械のそれぞれの占有開始日は X が主張する占有開始日より後の日であると認定したうえで、この限度において賃料相当損害金の支払い請求を認容した。

(6) 東京家判令和 2 年 3 月 23 日 判例タイムズ 1483 号 251 頁

令和元年(家ホ)第 602 号 離婚無効確認請求事件(認容、確定)

日本国内で出生した日本人 A 及び E は S39.4.14 に婚姻し、A は H10.9.23 に、E は H11.5.26 にアメリカ合衆国籍を取得し日本国籍を喪失したが、日本当局への届出をしなかったため除籍されなかった。A と E は日本の方式による協議離婚届出書を H11.11.23 に在 D 日本国総領事宛に提出し日本の戸籍にその旨記載された。E と B(日本人)は H12.6.22 にアメリカ合衆国カリフォルニア州の方式で婚姻し、B は H24.1.19 にアメリカ合衆国籍を取得し日本国籍を喪失し、E は H29 に同州にて死亡した。A が離婚の無効確認を求めたところ、本判決は、離婚の準拠法は通則法 27 条、25 条により夫婦の「本国法」が同一であるときはその法によるところ、A、E は離婚届提出時にアメリカ合衆国籍であり 38 条 3 項の「地域により法を異にする国」に該当するので、「本国法」は「その国の規則に従い指定される法」がない場合は「当事者に最も密接な関係がある地域の法」となるとした上で、アメリカ合衆国には「その国の規則」がなく、E は S54 以降死亡するまでカリフォルニア州に居住し、A は S54 以降同州に居住し、S63.5 以降 H11.11 まで E と同居していたので、最も密接な関係のある地域は同州であり同州の法が準拠法となるとし、同州家族法では協議離婚の方式により離婚は認められていないので本件の離婚は違法無効であるとして請求を認容した。

(7) 東京地判令和 2 年 6 月 30 日 金法 2163 号 77 頁

平成 31 年(ワ)第 3572 号 預金返還請求事件(請求認容)

本件は、X が Y に対し、X 名義の普通預金口座について、Y がした「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」3 条 1 項に基づく取引停止措置は認められないと主張し、預金契約に基づき、上記口座残高 1203 万 5231 円及びこれに対する商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

本判決は、同法 3 条 1 項に基づいて取引停止措置を講ずることの適否について、本件では、東京地方裁判所が、関東財務局の調査を踏まえた証券取引等監視委員会の申立てにより、A 社らに金融商品取引法違反行為(無登録での投資助言業務および第一種金融商品取引業)を行うことの禁止および停止を命じたこと、上記口座には B 社等から毎月のように多額の入金がある一方、その期間に、不定期に A 社らに対して多額の送金がされていることを認定したものの、これが無登録での投資助言業務および第一種金融商品取引業が常に振込利用犯罪行為に当たるとは直ちには解せず、A 社らとの間で業務提携契約や委託契約を締結するなどしていたことから、上記口座から A 社らに対する送金が、A 社らの上記行為に係る資金を移転する目的で利用されたとは直ちには認め難く、また、仮に Y が上記口座に振り込まれた上記金員が A 社らの上記行為により被害を受けた者からの振込に当たると疑っていたとしても、その支払態様等からすれば、上記資金移転目的などとは認められず、これを疑うに足りる相当な理由があるとも認められないと判断

し、その上で、仮に Y が上記措置を執った時点では相当な理由があったとしても、上記口座の取引停止措置が執られてから既に 2 年以上経過しているのに、A 社らの行為を理由とした請求や差押手続などがされたとは認められないことなどからすれば、現時点で上記措置を継続する必要性があるとは認めがたいとした。また、Y は、上記口座については、普通預金規程により預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合に当たるから、取引停止にでき、X からの払戻請求を拒絶できると主張していたが、この点についても、預金が預金契約に基づいて預けられることなどを踏まえれば、Y が上記取引停止措置を執るには相当な理由を要するところ、本件では、上記口座に係る預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認め難く、相当な理由は認められないとした。

以上から、本判決は、取引停止措置は認められないとし、X の請求を認容した。

(8) 津地裁四日市支判令和 2 年 8 月 31 日 判例時報 2477 号 76 頁

令和元年(ワ)第 283 号 不当利得返還請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

A と医療法人 Y との間でインプラント施術の治療契約(以下、本件契約)が締結され、患者都合による治療中断の場合に治療費の返還はしない旨の条項(以下、本件不返還条項)が設けられたが、インプラント施術前に A が死亡したことから A の相続人 X らが本件不返還条項は消費者契約法 10 条により無効であるとして、治療費の返還を求めた事案。

本判決は、A が 80 歳、本件不返還条項は自費治療の契約の際の承諾書に定型的に記載されたもので、個別合意がされたものとは言えず、本件不返還条項が消費者契約法 10 条により無効であるとしたうえで、既履行部分である仮義歯の設置について、0 円との見積もりは治療費全額の支払いを受けられることを前提とした見積もりであり、全体の 4 分の 1 程度は既に履行されたものとして、約 264 万のうち、約 198 万円の不当利得返還請求を認めた。

【知的財産】

(9) 知財高判令和 3 年 5 月 19 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ケ)第 10119 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/332/090332_hanrei.pdf

被告は、「野菜コロ」の文字を標準文字で書してなる商標(本件商標)の商標権者であるところ、原告は、本件商標の指定商品中、「野菜を材料として用いた穀物の加工品」に係る商標登録について、商標法 50 条 1 項の取消審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本件審決の理由の要旨は、被告は、要証期間内に、日本国内において、本件審判の請求に係る指定商品に含まれる「野菜を練り込んだ生パスタ」について、本件商標と社会通念上同一の商標の使用をしていたことを証明したものと認められるから、本件商標の登録は取り消すことができないというものであった。

被告による使用商標は、本件商標と社会通念上同一の商標と認められるから、被告によるぼっくる農園社への使用商品の販売は、本件審判の請求に係る指定商品「野菜を材料として用いた穀物の加工品」に含まれる「野菜を練り込んだ生パスタ」である使用商品についての、本件商標と社会通念上同一の商標の使用に該当するものと認められる。

これに対し原告は、①被告とぼっくる農園社は、実質的にみれば被告の一事業部門であるから、被告によるぼっくる農園社への使用商品の販売は、実質的にみれば同一会社内での商品の移動にすぎないこと、②被告によるぼっくる農園社への上記販売は、1 回だけ試験的にされたものであるから、使用商標には、その使用によって商標上保護すべき信用が生じていないことからすると、被告によるぼっくる農園社への上記販売は、商標法 50 条の「使用」に該当しない旨主張する。

しかしながら、①については、被告とぼっくる農園社は、グループ会社の関係にあったものといえるが、主たる事業の内容を異にし、その役員構成も異なる別個の法人であると認められる。そして、被告からぼっくる農園社への使用商品の販売については、取引契約に基づいて発注がされ、その代金も支払われている。加えて、ぼっくる農園社が一般消費者に販売していたことからすれば、被告とぼっくる農園社との間の使用商品の上記販売に係る取引は、通常の法人間の取引と変わらないものと認められる。

②については、取引書類には、「(テスト販売)」との記載があるが、これは、被告とぼっくる農園社との間で、使用商品を継続的に売買できるか否かを試していたことを意味するものにすぎず、被告とぼっくる農園社との間の上記販売に係る取引が通常の法人間の取引と変わらないものであるとの上記判断を左右するものではない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

以上によれば、被告は、要証期間内に、日本国内において、本件審判の請求に係る指定商品に本件商標と社会通念上同一の商標の使用をしていたものと認められる、として原告の請求は棄却された。

(10) 知財高判令和3年5月19日 裁判所 HP

令和元年(行ケ)第 10120 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/385/090385_hanrei.pdf

「油冷式スクリュ圧縮機」に係る特許を無効とすることはできないとした特許無効審決の取消しを求めた事案であって、本件特許発明は当業者が容易に発明をすることができたものであり、本件審決における進歩性の判断に誤りがあるとして、審決を取消した事案。

本判決は、甲 1 発明は、逆スラスト力(逆スラスト荷重状態)の発生という技術的課題を有しており、スクリュ圧縮機において、バランスピストンに圧力を作用させるための空間に、圧縮機から回収された油を加圧することなく導く配管を設けることは本件特許の出願日前に周知の技術事項であったから、甲 1 発明の上記課題を解決するために、甲 2 ないし 5 に記載された周知の技術事項を適用して、加圧ポンプ 140 や空所 134 を経由しない経路を設ける手段(手段 1)により、バランスピストンのピストン室にオイルをポンプで加圧することなく供給し、相違点 3 に係る本件特許発明の構成を採用することは、容易に想到することができたから、本件審決の相違点 3 に関する判断は誤りであるとして、請求を認容した。

すなわち、甲 2 には、「バランスピストンに油ポンプで加圧された潤滑・冷却シール用の圧油を作動油として供給している従来のスクリュ圧縮機においては、特に起動時、圧縮機の吸入側と吐出側の圧力差が大きくなるうちに油ポンプにより吐出された圧力の高い油がバランスピストンにかかることにより、ロータが吐出側に推され、スラスト軸受及びスラスト軸受抑え金などに過大な応力がかかるという課題がある」こと、すなわち、逆スラスト力(逆スラスト荷重状態)が発生するという技術的課題が示されており、甲 1 発明は、高圧ガスから分離されて冷却されてコンプレツサへと再循環される液体を、ポンプ 140 を経由してスラストピストン室 60 に導く経路を設けて形成した液体噴射スクリュウコンプレツサであるが、逆スラスト力が発生しないことを裏付けるような事情はないから、甲 1 発明は、逆スラスト力(逆スラスト荷重状態)の発生という技術的課題を有しているものと認められ、甲 2 ないし 5 には、スクリュ圧縮機において、バランスピストンに圧力を作用させるための空間に、圧縮機から回収された油を加圧することなく導く配管を設けることが記載されていたものであり、それは、本件特許の出願日前に周知の技術事項であったものと認められるとした。

(11) 知財高判令和3年5月20日 裁判所 HP

令和 2 年(行ケ)第 10102 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/343/090343_hanrei.pdf

特許権者である原告が、「読取装置及び情報提供システム」とする発明に係る特許無効審決の取消しを求めた事案であって、本件審決における甲 1 発明 2 の認定に誤りがあり、正しく認定すると、甲 1 には本件発明の特徴について何の記載も示唆もないのであるから、甲 1 発明 2 に基づいて、本件発明 1、その構成を更に限定した本件発明 2 及び 4 を容易に想到することはできない等として、審決を取消した事案。

甲 1 発明の「読取り/書込みモジュール 200」は、金属製の「側壁 204~210」、その外側の、電波を吸収するために設けられる「吸収性発泡体 214」、更にその外側の、尖った縁部を含まない「外壁 212」で構成されているところ、「側壁 204~210」が金属である理由は、載置キャビティ内で使用される伝送電波の大幅な反射を達成するためであり、「側壁 204~210」がアンテナも備え、このアンテナが載置キャビティ内に載置された対象物がそれぞれ保持する、一つ又は複数の RFID タグの読取りや書込みを行うことからすると、当業者は、「読取り/書込みモジュール 200」は、載置キャビティ内に設置された対象物が保持する RFID タグの読取りや書込みを行うためのものであると理解すると認められる。

これに対し、甲 1 発明 2 の「読取り/書込みモジュール 200」が、電波を吸収することができる「吸収性発泡体 214」を備えており、「外壁 212」が尖った縁部を含まない理由は、読取デバイスによって伝送される電波の放出を防ぐためであるとされているとしても、「読取り/書込みモジュール 200」が挿入される「読取り/書込みデバイス 102」の「防壁」が電波を吸収する吸収性発泡体と、電波を反射する金属製の外側パネルを備えており、これらが外部への電波の放出、又は、外部からの電波の侵入を防止する機能を有していると認められることからすると、当業者は、甲 1 発明においては、「読取り/書込みデバイス 102」の「防壁」が外部への電波の漏えい又は干渉を防止するものであると理解すると認められる。

「吸収性発泡体 214」の外側に設けられる「外壁 212」の材質について、甲 1 では特定されていないが、上記で述べたところに、金属の「側壁」、その外側の「吸収性発泡体」の更にその外側(外壁 212 の位置)に金属が設けられると、金属である「側壁」と、「外壁」が電波反射板となり、電波を反射するため、その間に「吸収性発泡体」を設ける意味が失われることを考え併せると、当業者は、甲 1 発明において、「外壁 212」を金属で作る必要はないと理解すると認めら

れる。

そうすると、甲 1 発明の「読取り/書込みモジュール 200」は、「防壁」が存在しない状態で単独に用いられること、すなわち、「読取り/書込みモジュール 200」だけで電波の漏えい又は干渉を防止することは想定されていないものと認められるところ、外部への電波の漏えい又は干渉を防止する機能は、本件発明と対比されるべき「読取装置」には欠かせないものであるから、甲 1 発明の「読取り/書込みモジュール 200」が単体で、本件発明と対比されるべき「読取装置」であると認めることはできない。

以上によると、本件審決のように甲 1 発明 2 を認定して、これを本件発明と対比することはできないというべきである。

(12) 東京地判令和 3 年 4 月 28 日 裁判所 HP

令和元年(ワ)第 21993 号 著作権侵害訴訟事件 著作権 民事訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/359/090359_hanrei.pdf

本件は、原告が、被告に対し、原告が製作したタコの形状を模した滑り台(本件原告滑り台)が美術の著作物又は建築の著作物に該当し、被告がタコの形状を模した公園の遊具である滑り台を製作した行為が、いずれも、原告が有する滑り台に係る著作権(複製権又は翻案権)を侵害すると主張して、損害賠償等を求めた事案。

本判決は、本件原告滑り台が、一品製作品というべきものであり、「美術工芸品」(著作権法 2 条 2 項)に当たるから、「美術の著作物」(同法 10 条 1 項 4 号)に含まれるとする原告の主張につき、著作権法 10 条 1 項 4 号が「美術の著作物」の典型例として「絵画、版画、彫刻」を掲げていることに照らすと、同法 2 条 2 項の「美術工芸品」とは、同法 10 条 1 項 4 号所定の「絵画、版画、彫刻」と同様に、主として鑑賞を目的とする工芸品を指すものと解すべきであり、仮に一品製作的な物であったとしても、そのことをもって直ちに「美術工芸品」に該当するものではないというべきであるところ、本件原告滑り台は、自治体の発注に基づき、遊具として製作されたものであり、主として、遊具として利用者である子どもたちに遊びの場を提供するという目的を有する物品であって、「絵画、版画、彫刻」のように主として鑑賞を目的とするものであるとまでは認められないから、本件原告滑り台が「美術工芸品」に該当すると認めることはできず、原告の上記主張は採用することができないとした。

また、原告は、本件原告滑り台が、滑り台の機能とは独立した形態的特徴を有しており、通常滑り台に施される美的創作性と比べてはるかに美的創作性の程度が高いことなどから、「建築の著作物」としての著作物性を有すると主張したが、本判決は、建築の著作物については、応用美術と同様に、著作物性が認められるための要件として、著作権法 2 条 1 項 1 号における「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であるか否かが判断されるべきところ、それが認められない以上、高度な美的創作性を有するという理由によって、著作物性を肯定することはできないというべきであるとし、原告の上記主張は失当であって採用することができないとした。

以上から、本判決は、本件原告滑り台は、「美術の著作物」(著作権法 10 条 1 項 4 号)にも、「建築の著作物」(同項 5 号)にも該当せず、これについて著作権法 2 条 1 項 1 号所定の著作物としての保護は認められないというべきである、として原告の請求は棄却された。

【民事手続】

(13) 最三判令和 3 年 5 月 25 日 裁判所 HP

令和 2 年(受)第 170 号 執行判決請求,民訴法 260 条 2 項の申立て事件(一部破棄自判・一部棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/323/090323_hanrei.pdf

(裁判要旨)

民訴法 118 条 3 号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について弁済がされた場合、その弁済が上記部分に係る債権に充当されたものとして執行判決をすることはできない。

そして、懲罰的損害賠償部分を除く部分に係る債権がその弁済額の限度で消滅したものとして、その残額部分等に関し執行判決をすべきである。

(理由)

懲罰的損害賠償部分は我が国において効力を有しないのであり、そうである以上、弁済の効力を判断するに当たり懲罰的損害賠償部分に係る債権が存在するとみることができず、弁済が懲罰的損害賠償部分に係る債権に充当されることはないというべきであって、弁済が外国裁判所の強制執行手続においてされたものであっても、これと別異に解すべき理由はなからである。

(14) 東京高決令和 2 年 8 月 26 日 金法 2163 号 67 頁

令和 2 年(ラ)第 1266 号 差押禁止債権の範囲変更申立却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却)

債権者 X と債務者 Y は元夫婦であり、特例有限会社である A を共同して設立し、発行済み株式総数の 2 分の 1 ずつの株式を有している。Y が A 社の株主たる地位に基づき A 社を被告として取締役解任訴訟を提起したところ、X は、Y に対する確定判決に基づき、Y の保有する A 社の株式を差し押さえた。Y は、A 社を被告として解散請求訴訟を提起し、その後、執行裁判所に対して上記差押えが権利濫用であるとして差押禁止債権の範囲の変更を根拠として上記差押えの取消しを申し立てた。原審が、具体的な執行行為が不当である場合について差押禁止債権の範囲の変更によって救済することは想定されていないとして同申立てを却下したところ、Y が執行抗告をしたのが本件である。

本決定は、差押命令が不当な目的であると主張する場合には請求異議訴訟の手続で争うべきであり、民事執行法 153 条 1 項にいう「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」に当たらないとして、執行抗告を棄却した。

(15) 東京高決令和 2 年 9 月 11 日 金法 2163 号 67 頁

令和 2 年(ラ)第 1487 号 差押禁止債権の範囲変更申立却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却)

家庭裁判所の婚姻費用分担の審判において債務者 Y が債権者 X に対して別居解消または離婚に至るまで月額 8 万円の婚姻費用を支払うよう命じる審判が確定し、同審判に基づき X が Y の給与債権を差し押さえたところ、Y は、生活状況が苦しいとして差押債権の範囲を 2 分の 1 から 8 分の 1 に変更するよう求めた。原審が同申立てを却下したところ、Y が執行抗告をしたのが本件である。

本決定は、Y には婚約者として認識している同居人がいるが、上記同居人は Y の家族に準じる者というべきであるから、Y の生活費のうち住居費や光熱費については上記同居人も一部負担すべきであり、Y のみが生活費を当然に全額負担することを前提として判断することは相当ではないとして、執行抗告を棄却した。

(16) 東京地決令和 2 年 9 月 3 日 金法 2163 号 67 頁

令和 2 年(ワ)第 30144 号 債権差押命令取消申立事件(申立認容)

債権者 X が差し押さえた債務者 Y の貯金口座は、シルバー人材センターの配分金の振込みに主に使用されていたところ、差押えの時点では上記配分金に加えて新型コロナウイルス感染症に関する特別定額給付金が入金されていた。Y は、生活保護を受けており、差押えによって生活が困窮するとして、差押禁止債権の範囲を変更し、上記差押えを取り消すよう申し立てた。

本決定は、差押禁止債権が預貯金債権に転化した場合には原資の属性についても考慮することができるのと一般論を述べるとともに、Y の生活状況も認定した上、差押えに係る金員がなければ Y の生活の維持に著しい支障が生じるものと認めて、上記差押命令の全部を取り消した。

(17) 東京地判令和 2 年 9 月 30 日 金法 2162 号 90 頁

令和 2 年(ワ)第 5306 号 動産引渡請求事件(請求認容)

本件は、所有者を破産会社として登録されている本件自動車について、破産会社の取締役である Y が占有しているとして、破産会社の破産管財人である X が、Y に対し、所有権に基づき、本件自動車の引渡しを求めている事案であり、Y は、本件自動車は前所有者から Y が購入したものであり、登録名義は虚偽であって、Y の所有に属するものであるとしてこれを争っている。

本判決は、破産管財人は破産手続開始決定時における差押債権者と同視され、破産債権者全体の共同の利益のために善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない者であるから、X は、本件自動車が破産財団に属するかどうかを主張するにつき法律上利害関係を有する者であるとしたうえ、破産会社が本件自動車の所有者でないことについての破産管財人の善意・悪意の判断は、破産債権者を基準とすべきであり、破産債権者の 1 人でも善意の者がいれば、善意と解すべきであるとして、本件の事情のもとでは破産債権者の少なくとも 1 人は破産会社が本件自動車の所有者ではないことについて善意であったと推認するのが相当であるから、X は民法 94 条 2 項の類推適用により保護される第三者に該当すると判示した。

(18) 東京地決令和 2 年 10 月 30 日 金法 2163 号 67 頁

令和 2 年(ワ)第 30175 号 差押禁止債権の範囲変更申立事件(申立認容)

債権者 X が差し押さえた債務者 Y の貯金口座のうち、20 万円に相当する部分について、Y は、新型コロナウイルス感染症に関する総合支援資金(生活支援費)が原資であること、また、生活に窮する状態になったことを理由として、上記部分を差押禁止債権とするよう、差押禁止債権の範囲の変更を申し立てた。

本決定は、上記部分に係る金員によって Y が生活を維持していることを認定し、Y の生活状況も認定した上、X も差押えの範囲の減縮を認めていることも考慮し、上記差押命令のうち上記部分を取り消した。

(19) 東京地判令和 3 年 1 月 20 日 判例タイムズ 1483 号 161 頁

令和 2 年(ワ)第 20629 号 財団債権請求事件(請求棄却,確定)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づいて経済産業大臣から指定を受けた費用負担調整機関 X は、破産手続開始決定を受けた小売電気事業者(破産管財人 Y)に対し、同法 31 条 2 項に基づく納付金債権は財団債権に該当するとし支払を求めた。同法の固定価格買取制度では、小売電気事業者が電気の利用者から電気供給の対価の一部として電気料金の他に賦課金の支払を受け、電気料金は電気事業者に対し託送料金として支払う一方、賦課金は納付金として供給した電力量に応じて算定して X に納付し、X は電気事業者と同納付金及び政府の予算措置に係る資金の原資として交付金を交付する。本判決は、X は Y に対し納付金と対価性を有する給付を何ら行っていないので破産法 55 条の双務契約の相手方の給付に係る請求権に当たらないとし、また、交付金は納付金のみならず政府の予算措置に係る資金も原資とし、納付金全額が交付金として交付されたものではなく、納付金が納付されなかった場合に X の交付金支払義務が免除される旨の規定がないこと等から、Y の X に対する納付金債務が Y の電気事業者に対する託送料金支払債務の実質的な一部であると認めることもできないとし、準用または類推適用も否定し、請求を棄却した。

【刑事法】

(20) 最一決令和 3 年 6 月 9 日 裁判所 HP

令和 3 年(あ)第 54 号 強盗致傷,犯人隠避教唆,犯人蔵匿教唆被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/383/090383_hanrei.pdf

弁護人の上告趣旨は、単なる法令違反、量刑不当の主張であって、刑法 405 条の上告理由に当たらない。

なお、犯人が他人を教唆して自己を蔵匿させ又は隠避させたときは、刑法 103 条の罪の教唆犯が成立すると解するのが相当であるので(最高裁昭和 35 年(あ)第 98 号同年 7 月 18 日第二小法廷・刑集 14 卷 9 号 1189 頁参照)、被告人について同条の罪の教唆犯の成立を是認した原判断は正当である。よって、上告を棄却する。

(21) 大阪高判令和 2 年 2 月 6 日 判例時報 2476 号 110 頁

平成 30 年(う)第 387 号 傷害被告事件(破棄自判(上告))

いわゆる「揺さぶられっ子症候群(SBS)」(乳幼児の頭部が前後に激しく揺さぶられるなどして回転性の外力が加わることにより脳の中などに損傷が生じて発症するとされる症候群)が問題となった事案で、生後一か月の乳児が回復見込みのない遷延性意識障害を伴う急性硬膜下血腫等の傷害を負ったのは、被告人(乳児の母)による揺さぶり等によるとして起訴され、原判決(大阪地裁平成 30 年 3 月 13 日判決・判例時報 2395 号 100 頁)は、被告人及び弁護人が暴行の存在を否認して無罪を主張したが、小児科医や法医学の指導医の証言から、急性硬膜下血腫とともに一次性脳実質損傷が生じ、続いて二次性脳損傷が生じて心肺停止に至り、低酸素脳症が生じた結果、遷延性意識障害を来したものだという傷害機序を推認し、成人による激しい揺さぶり行為による回転性外力が被害児の頭部に加わったことが推認できるとし、このような揺さぶり行為をなし得たのは被告人のみであるとして、懲役 3 年執行猶予 5 年の有罪判決を言い渡した。

控訴審裁判所は、判断者は、推認に推認を重ねていくという誤りが介在しやすい構造の事実認定を迫られていることに鑑み、推認を妨げる事情に特に注意を払い、そのような事情を想定することが不合理であるとして排斥できるかどうかを慎重に検討する必要があると指摘し、特に推認の過程で重要な証拠資料となる専門家たる医師の見解については、厳密な審査が求められ、有罪を導く推認の根拠となるべき医師の見解は、その推認を妨げる事情の存在を説得的に否定できる証拠内容を伴っていないからならぬとした。その上で、別の可能性を示す証拠内容が多数認められ、いずれも容易に排斥できないのに、十分に吟味しないまま抽象的な可能性をいうものにすぎないとして排斥した原判決の判断は不合理で、控訴審における事実取調べの結果からも、推認の根拠が大きく揺らいでおり、原判決の判断を維持するのは困難で、検察官主張の暴行の事実は認定できず、他方で、被告人らが主張する、長男に落下させられて生じた可能性について関係証拠の内容に照らし否定できないなどとして、原判決の事実認定は論理則、経験則等に照らし不合理で、事実誤認だとし、原判決を破棄し、被告人に無罪を言い渡した。

【公法】

(22) 最二判令和 3 年 6 月 4 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ヒ)第 133 号 被災者生活再建支援金支給決定取消処分取消請求本訴,不当利得返還請求反訴,不当利得返還請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/362/090362_hanrei.pdf

被災者生活再建支援法に基づき被災者生活再建支援金の支給決定をした被災者生活再建支援法人が支給要件の認定に誤りがあることを理由として当該決定を取り消すことができるとされた事例。

罹災証明書に基づき被災世帯(大規模半壊)に該当するとされ支援金を受給していた世帯が,後に一部損壊に止まると判明して受給要件を満たさないと判明したが,受給者に帰責性がないこと,県から委託を受けた被災者生活再建支援法人は罹災証明書を活用することで迅速な支援金給付の便益を享受していたこと,後に取消を認めると被災者が支援金の費消を躊躇する危険があること等を挙げて,取消を認めなかった控訴審判決に対し,最高裁判所は,法人側に帰責性があるとも言えないこと,罹災証明書による便益を享受しているのは法人のみに限らないこと,支援金の費消を躊躇するおそれはあるが取消の判断を左右するものではない等として,取消を認容した。

(23) 最三判令和 3 年 6 月 15 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ヒ)第 102 号 情報不開示決定取消等請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/390/090390_hanrei.pdf

刑事施設に収容されている者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報,行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 45 条 1 項所定の保有個人情報に当たらない

同法の改正前旧法である行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律では,刑事施設に収容されている者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報を開示対象から除外することは想定していなかったと認められ,また,被収容者が収容中に受ける診療の性質は,社会一般において提供される診療と異なるものではないというべきであるから,本法における開示対象からの除外対象には含まれないと解される。

(24) 広島高判令和 3 年 5 月 21 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ケ)第 1 号 当選無効及び立候補禁止請求事件(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/344/090344_hanrei.pdf

令和元年施行の参議院議員通常選挙(広島県選出議員選挙)に当選した候補者の組織的選挙運動管理者等が公職選挙法 221 条違反の罪を犯し,禁錮以上の刑に処せられたことにより,同法 251 条の 3 第 1 項前段のいわゆる連座制に基づき,同法 251 条の 5 により,判決確定時から 5 年間,参議院議員選挙(広島県選出議員選挙)において,候補者となり,又は公職の候補者であることができないとの判決がされた事例。

(25) 仙台高判令和 3 年 5 月 27 日 裁判所 HP

令和 2 年(ネ)第 272 号 各個人番号利用差止等請求控訴事件(控訴棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/374/090374_hanrei.pdf

控訴人らは,国のマイナンバー制度により憲法 13 条の保障するプライバシー権が侵害されると主張し,被控訴人国に対し,プライバシー権に基づく妨害排除又は妨害予防請求として個人番号の収集,保存,利用及び提供の差止め並びに削除を求め,国家賠償法 1 条 1 項に基づき各 11 万円(慰謝料 10 万円及び弁護士費用 1 万円)の損害賠償と訴状送達の日翌日から民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案。

本判決は,マイナンバー制度によって,控訴人らが,憲法 13 条によって保障された「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を侵害され,又はその自由が侵害される具体的な危険があるとは認められないから,国がマイナンバー制度により控訴人らの個人番号及び特定個人情報を収集,保存,利用及び提供する行為が違法であるとは認められないとし,プライバシー権に基づく妨害排除又は妨害予防請求として控訴人らの個人番号の収集,保存,利用及び提供の差止め並びに削除を求め,これらの行為による損害の賠償を求める控訴人らの請求は,国による個人番号の収集,保存,利用及び提供の行為が,控訴人らのプライバシー権を侵害する違法な行為であるとは認められないから,すべて理由がないとして,控訴を棄却した。

(26) 熊本地判令和 2 年 2 月 26 日 判例時報 2476 号 44 頁

平成 29 年(ワ)第 689 号 国家賠償請求事件(棄却(確定))

国立ハンセン病療養所の入所者・元入所者である原告らが,昭和 27 年に熊本県菊池郡(当時)で発生した殺人事件(菊池事件)に関し,①同事件被告人がハンセン病患者であることを理由に裁判所法 69 条 2 項に基づき裁判所庁舎以外のハンセン病療養所等の施設内(特別法廷)で審理が行われたことなどについて,ハンセン病患者であることを理由

とする差別に当たり同被告人の人格権を侵害するものとして憲法 14 条 1 項,13 条,37 条 1 項,82 条 1 項に違反し,刑事訴訟法上の再審事由がある,②検察官が再審請求権限を行使しなかったことがハンセン病病歴者に対する被害回復義務を怠ったものとして原告らとの関係で違法である等と主張し,国賠法 1 条 1 項に基づき国に対し慰謝料を請求した事案。

裁判所は,①につき,菊池事件における開廷場所指定が裁判所法 69 条 2 項に違反していることを認定した上で,同開廷場所の指定及びこれに基づく審理がハンセン病に罹患していることを理由とする合理性を欠く差別をし,被告人の人格権を侵害したものとして,憲法 14 条 1 項,13 条に違反する,審理の一部につき公開原則違反の疑いがあると各判断したが,刑事手続に憲法違反がある場合に再審により救済すべき場合があり得るとしても,当該憲法違反が有罪判決に影響を及ぼすか否かという観点から慎重に検討されなければならないとした上で,前記の憲法違反は直ちに刑事裁判における事実認定に影響を及ぼす手続違反ということとはできないとして,前記憲法違反のみで再審事由があると認めることはできない,と判断した。

また,②について,検察官が再審請求権限を行使するか否かは一定の裁量があり,その権限を定めた法令の趣旨,目的や権限の性質等に照らし,その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときでない限り,国賠法上違法とならないとの判断枠組みを示し,憲法違反が再審事由として規定されていないこと,刑事手続上の憲法違反が再審事由に当たるとする見解が学説上大勢を占める状況にあったとは認められず,検察官の再審請求権限不行使につき国賠法上違法の問題が生ずることを示した司法判断もないこと,有罪の言い渡しを受けた者自身も再審請求権を有する点で検察官の再審請求権限は二次的に機能することが予定されており,被告人自身が 3 度にわたって再審請求をしていずれも棄却されていることなどを総合考慮して,権限不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認めることはできないと判断した。さらに,原告らは,被告人ではなく,再審請求権を有する親族等でもなく,菊池事件の再審請求がされることについて権利又は法律上保護される利益があるとは認められない,とした。

以上から,国賠法上違法となる余地はないとして,原告らの請求を棄却した。

(27) 東京地判令和 2 年 7 月 3 日 判例タイムズ 1483 号 131 頁

令和元年(行ウ)第 322 号 運転免許取消処分取消請求事件(認容,控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/859/089859_hanrei.pdf

X は飲酒後に普通自動二輪車を運転し,飲酒開始約 5 分後に警察官に停止を求められ,飲酒開始約 35 分後の飲酒検知結果において呼気 1l 中 0.16mg のアルコールが検出されたため,停止直前の運転時において呼気 1l 中 0.15mg 以上のアルコールを身体に保有する状態で運転をしたとして,東京都公安委員会から免許取消処分を受けたが,X は運転時の呼気中アルコール濃度はそこまで高くなかった可能性があるとして取消しを求めた事案。

本判決は,酒気帯び運転罪の「身体に道路交通法施行令 44 条の 3 に定める程度以上のアルコールを保有する状態」については,運転時に呼気検査をすれば呼気 1l 中 0.15mg 以上が検出される状態であるとする説(A 説)と,運転時に体内にそれだけの量のアルコールを保有する状態であれば良いとする説(B 説)があるところ,A 説に立ち,呼気中アルコール濃度は飲酒開始から約 30 分から 2 時間後に最高濃度に達しその後にはほぼ直線的に下降するというのが一般的な医学的知見であり,飲酒開始約 35 分後の呼気検査結果から飲酒開始約 5 分後の運転時における呼気中アルコール濃度が呼気 1l 中 0.15mg 以上であったと推認することができないとし,免許取消処分の取消しを認めた。

【紹介済み判例】

大阪高判令和元年 10 月 25 日 判例時報 2476 号 110 頁

平成 29 年(う)第 1278 号 傷害致死被告事件(破棄自判(確定))

→法務速報 223 号 16 番にて紹介済み

東京地判令和 2 年 1 月 20 日 判例タイムズ 1483 号 242 頁

平成 30 年(ワ)第 37213 号 不当利得返還等請求事件(一部認容,確定)

→法務速報 234 号 16 番にて紹介済み

最一判令和 2 年 7 月 30 日 判例時報 2478 号 149 頁

平成 30 年(あ)第 1528 号 有印私文書偽造,同行使,ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件(上告棄却)

→法務速報 232 号 22 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/610/089610_hanrei.pdf

最一決令和2年8月6日 判例時報 2476号 26頁

令和元年(許)第16号 財産分与審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)
→法務速報 232号1番にて紹介済み

東京地判令和2年8月6日 判例時報 2476号 30頁

令和元年(ワ)第28054号 預金債権払戻請求事件(棄却(控訴))
→法務速報 239号4番にて紹介済み

最二決令和2年9月2日 金法 2162号 86頁

令和2年(ク)第275号 売却許可決定に対する執行抗告棄却決定に対する特別抗告及び許可抗告事件(破棄自判・抗告却下)

→法務速報 239号12番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/687/089687_hanrei.pdf

最三判令和2年9月8日 判例時報 2476号 18頁

平成31年(受)第61号 請負代金請求事件(破棄自判)

→法務速報 233号16番にて紹介済み

最二判令和2年9月18日 判例時報 2477号 40頁

平成31年(受)第310号 管理費等反訴請求事件(一部破棄差戻,一部上告却下)

→法務速報 233号18番にて紹介済み

最二判令和2年9月18日 金法 2163号 62頁

平成31年(受)第310号 管理費等反訴請求事件(一部破棄差戻・一部却下)

→法務速報 233号18番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/715/089715_hanrei.pdf

最二決令和2年9月30日 判例時報 2478号 144頁

令和元年(あ)第1751号 傷害,強盗,窃盗被告事件(上告棄却)

→法務速報 234号17番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/741/089741_hanrei.pdf

最三判令和2年10月13日 判例タイムズ 1483号 70頁

令和元年(受)第1190号,令和元年(受)第1191号 損害賠償等請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)

→法務速報 234号19番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/768/089768_hanrei.pdf

最三判令和2年10月13日 判例タイムズ 1483号 70頁

令和元年(受)第1055号,令和元年(受)第1056号 地位確認等請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)

→法務速報 234号20番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/767/089767_hanrei.pdf

最一判令和2年10月15日 判例タイムズ 1483号 54頁

平成30年(受)第1519号 未払時間外手当金等請求事件(上告棄却)

→法務速報 234号21番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/771/089771_hanrei.pdf

最一判令和2年10月15日 判例タイムズ 1483号 54頁

令和元年(受)第777号,令和元年(受)第778号 地位確認等請求事件(一部上告棄却,一部破棄差戻)

→法務速報 234号22番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/772/089772_hanrei.pdf

最一判令和2年10月15日 判例タイムズ1483号54頁

令和元年(受)第794号,令和元年(受)第795号 地位確認等請求事件(一部上告棄却,一部破棄差戻)
→法務速報234号23番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/773/089773_hanrei.pdf

最大判令和2年11月25日 判例時報2476号5頁

平成30年(行ヒ)第417号 出席停止処分取消等請求事件(上告棄却)
→法務速報236号20番にて紹介済み

最二判令和2年11月27日 判例タイムズ1483号87頁

令和元年(受)第1900号 開示禁止処分等請求事件(破棄差戻)
→法務速報236号23番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/873/089873_hanrei.pdf

2. 令和3年(2021年)6月21日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

・衆法 196 42

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律

・・・憲法改正国民投票について,投票人名簿等の縦覧制度の廃止,閲覧制度の創設,共通投票所制度の創設,期日前投票制度の見直し,洋上投票の対象の拡大等について定めた法律。

・衆法 204 18

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律

・・・自然災害義援金について,差押えを禁止することを定めた法律。

・衆法 204 19

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

・・・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止するため,これに関する基本理念,国や学校等の責務,基本指針,教育職員や児童に対する啓発,児童生徒性暴力等対策連絡協議会の設置,教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置等を定めた法律。

・衆法 204 20

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律

・・・災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する基本理念,基本方針,国の責務,船舶活用推進本部の設置やその組織構成等を定めた法律。

・衆法 204 21

令和3年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律

・・・覚醒剤取締法等の特例として,令和3年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に参加する選手が,自己の疾病の治療の目的で覚醒剤を携帯して輸入すること等ができることやその手続を定めた法律。

・衆法 204 23

強制労働の廃止に関する条約(第105号)の締結のための関係法律の整備に関する法律

・・・我が国が強制労働の廃止に関する条約（第 105 号）を締結するため、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある罰則規定がある関係法律の定めについて、懲役刑を禁錮刑に改めること等を定めた法律。

・衆法 204 24

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員に準じ、国会職員の定年を段階的に 65 歳に引き上げること、定年前再任用短時間勤務制度の創設、60 歳を超える国会職員の退職手当に特例等を定めた法律。

・衆法 204 25

水循環基本法の一部を改正する法律

・・・水循環に関する施策に地下水の適正な保全及び利用に関する施策が含まれていることを明記し、水循環に関する基本的施策として地下水の適正な保全及び利用を図るために必要な措置を追加すること等を定めた法律。

・衆法 204 26

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・同法の対象鳥獣の捕獲等の強化、捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び有効利用のための措置、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限の延長等を定めた法律。

・衆法 204 28

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律

・・・石綿被害建設業務労働者に関する最高裁判決等を受けて、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給について定めた法律。

・衆法 204 30

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・脱炭素社会の実現に向けて、建築物等における木材の利用促進についての基本理念・基本方針、住宅における木材の利用、木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進、農林水産省に木材利用促進本部を置くこと等を定めた法律。

・衆法 204 32

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律

・・・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めた法律。

・衆法 204 33

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律

・・・中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について、共済団体による共済制度等を定めた法律。

・衆法 204 34

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

・・・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する基本理念、国、地方公共団体等の責務、保育及び教育の拡充に係る施策、医療的ケア児支援センターの指定等を定めた法律。

・衆法 204 37

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律

・・・宇宙資源の探査及び開発について、宇宙活動法の規定による許可の特例、宇宙資源の所有権の取得、国際的な制度の創設及び連携の確保等を定めた法律。

・参法 204 28

公職選挙法の一部を改正する法律

・・・選挙運動用電子メールの送信に係る表示義務に違反した者に対する罰則の規定の整理を定めた法律。

・参法 204 34

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律

・・・政治分野における男女共同参画推進のため、政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、性的な言動等に起因する問題の発生の防止、国及び地方公共団体の施策の強化等を定めた法律。

・閣法 201 53

地方公務員法の一部を改正する法律

・・・地方公務員の管理監督職勤務上限年齢による降任、転任、定年前再任用短時間勤務の制度を設けること等を定めた法律。

・閣法 204 14

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律

・・・総合的な少子化対策として、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給すること等を定めた法律。

・閣法 204 17

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律

・・・医師の労働時間の短縮、各医療関係職種の業務範囲の見直し、外来医療の機能の明確化及び連携の推進のための報告制度の創設等を定めた法律。

・閣法 204 21

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

・・・健康保険等における傷病手当金の支給期間の通算化、育児休業中の保険料の免除要件の見直し、後期高齢者医療における一部負担金の負担割合の見直し、未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割額の減額措置の導入等を定めた法律。

・閣法 204 22

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限を延長すること等を定めた法律。

・閣法 204 23

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律

・・・経営革新計画の承認制度等の対象事業者の要件の見直し、下請中小企業の取引機会を創出する者の認定制度の創設等を定めた法律。

・閣法 204 25

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律

・・・区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直し、長期優良住宅維持保全計画の認定制度の創設、特別住宅紛争処理の対象の拡大等を定めた法律。

・閣法 204 35

少年法等の一部を改正する法律

・・・年齢満18歳以上20歳未満の特定少年の保護事件について、く犯をその対象から除外し、刑事処分相当を理由とする検察官送致決定がされた後は少年に適用される刑事事件の特例に関する規定は特定少年には原則として適用しないこと等を定めた法律。

・閣法 204 37

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

・・・クロスボウについて、許可を受けた者が所持する場合等を除いて所持を禁止すること、所持許可の要件、所持許可を受けた者の義務等について定めた法律。

・閣法 204 42

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律

・・・育児休業の分割取得を可能とする規定の整備、有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件の緩和、事業主に対する個別の労働者への育児休業に係る周知及び意向確認の措置の義務付け等を定めた法律。

・閣法 204 43

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律

・・・瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保のため、関係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を定めることができる制度を創設し、また、自然海浜保全地区の指定対象の拡充等を定めた法律。

・閣法 204 47

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

・・・2050年までの脱炭素社会の実現等の地球温暖化対策の推進の基本理念、地方公共団体の実行計画の記載事項の見直し、地域脱炭素化促進事業計画制度の創設等を定めた法律。

・閣法 204 49

海上交通安全法等の一部を改正する法律

・・・船舶交通の一層の安全を確保するため、異常気象等時における航海制限、異常気象等時特定船舶に対する情報提供及び危険防止のための勧告、海上保安庁以外の者による海上保安庁の管理する航路標識の工事又は維持に係る承認制度の創設等を定めた法律。

・閣法 204 51

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

・・・地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、介護保険法、中小漁業融資保証法、建築士法、宅地建物取引業法等の各規定を整備することを定めた法律。

・閣法 204 52

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律

・・・地域の活性化等に資する業務の金融機関の業務への追加、国内における海外投資家等向けの投資運用業についての届出制度の創設等を定めた法律。

・閣法 204 54

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律

・・・通信販売における契約の申込みに係る書面等への不実の表示の禁止、預託等取引契約に係る規制の対象となる物品の範囲の拡大、特定適格消費者団体に対する情報提供に係る規定の整備等を定めた法律。

・閣法 204 57

著作権法の一部を改正する法律

・・・図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定の整備、商業用レコードの放送同時配信等を定めた法律。

・閣法 204 58

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律

・・・農水産業協同組合貯金保険機構による農林中央金庫に対する業務遂行等の監視,資金の貸付け,優先出資の引受け等を定めた法律。

・閣法 204 59

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律

・・・国及び地方公共団体に障害を理由とする差別解消の推進に関しての役割分担や連携をすることを求めるとともに,地方公共団体に障害を理由とする差別解消のための取り組みに関する情報収集,整理,提供の努力をするよう定めた法律。

・閣法 204 60

航空法等の一部を改正する法律

・・・国土交通大臣による航空運送事業基盤強化方針の策定,定期航空旅客事業者が航空運送事業基盤強化計画を届出ること,無人航空機の機体操縦を行おうとする者について技能証明の制度の創設等を定めた法律。

・閣法 204 61

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

・・・主務大臣がプラスチックに係る資源循環の促進等に関する基本方針を定めること,国及び地方公共団体の責務,プラスチック使用製品設計指針の策定等を定めた法律。

・閣法 204 62

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

・・・政府が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針を策定すること,注視区域及び特別注視区域の指定,注視区域内にある土地等の利用状況の調査や利用者関係情報の提供,特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等を定めた法律。

・閣法 204 63

国家公務員法等の一部を改正する法律

・・・国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げること,定年前再任用短時間勤務の制度,60歳を超える職員の給与及び退職手当に関する特例等を定めた法律。

3. 6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

森 公任 森元みのり/著 日本加除出版 338頁 4,290円

法律家のための遺言・遺留分実務のポイント 遺留分侵害額請求・遺言書作成・遺言能力・信託の活用・事業承継★

宮尾一郎/著 かもがわ出版 501頁 19,800円

高額判決を導く弁護士の立証法<上> 高次脳機能障害判例の分析と検証

宮尾一郎/著 かもがわ出版 341頁 13,200円

高額判決を導く弁護士の立証法<下> 遷延性意識障害・脊髄損傷・死亡事故判例の分析と検証

勝 猛一/著 日本加除出版 275頁 3,520円

事例でわかる任意後見の実務 専門職後見人が初めて受任する際のポイントと書式記載例

富田 裕 小里佳嵩／編著 第一法規 652頁 5,280円

弁護士・法務担当者のための不動産・建設取引の法律実務～売買、賃貸借、媒介、開発、設計・監理、建設請負～

永盛雅子 工藤寛太 新田純秀／編 新日本法規 335頁 4,620円

不動産取引における調査・説明のポイント・特別な注意を要する物件

4. 6月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価（税込）

書籍名

★は後記に解説あり

山本隆司 水町勇一郎 中野 真 竹村知己／著 弘文堂 414頁 3,630円

解説改正公益通報者保護法

芦原一郎 明石幸大／共著 新日本法規 586頁 7,260円

問題社員をめぐるトラブル予防・対応アドバイス★

裁判所職員総合研修所／監修 司法協会 228頁 3,850円

倒産実務講義案（改訂版）

骨董通り法律事務所／編 弘文堂 502頁 4,180円

エンタテインメント法実務

森・濱田松本法律事務所／編 宮谷 隆 奥山健志／著 中央経済社 649頁 5,720円

【新・会社法実務問題シリーズ4】株主総会の準備事務と議事運営〈第5版〉

5. 発刊書籍＜解説＞

「法律家のための遺言・遺留分実務のポイント 遺留分侵害額請求・遺言書作成・遺言能力・信託の活用・事業承継」

数次相続の場合や生前の遺留分対策などが紹介され、民事信託の活用上の問題点も説明されている。相続・高齢者の財産保護、事業承継等に関し実践的かつ掘り下げた解説が述べられており大変有用な本である。

「問題社員をめぐるトラブル予防・対応アドバイス」

問題社員に対して、企業側が法令に従って適切に対応するためにいかなる方法を採用すればよいのか、多くの具体的な事例を挙げて解説されている。後の紛争を防止するための対応のポイントなどが、分かりやすく説明されており役に立つ本である。